

## 第 2 回

# 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

日時：平成15年6月16日(月)午後2時

場所：掛川グランドホテル 王冠の間

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会



# 目 次

## 報告事項

[ 報告 ]	頁
報告第 9 号 新市建設計画策定小委員会報告について -----	1

## 協議事項

[ 協議 ]	
協議第 1 号 合併の方式について -----	5

### [ 議案 ]

議案第 5 号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程の制定について -----	9
--	---

### [ 提案 ]

協議第 2 号 合併の期日について -----	13
協議第 3 号 新市の事務所の位置について -----	21

## その他

合併シンポジウムの開催について -----	29
-----------------------	----



報告第9号

新市建設計画策定小委員会報告について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程第7条の規定により委員長から報告があったので、裏面のとおり報告する。

平成15年6月16日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会長 榛 村 純 一

平成15年6月14日

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会長 榛村 純 一 様

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
新市建設計画策定小委員会  
委員長 小櫻 義 明

平成15年6月14日に開催された掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会における委員長、副委員長の選任及び各種協議事項の協議結果について、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程第7条の規定により、次のとおり報告します。

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
新市建設計画策定小委員会名簿

役 職	氏 名	市町名等	区 分	備 考
委員長	小 櫻 義 明	-	学識経験者	静岡大学教授
副委員長	川 口 功	大東町	助 役	大東町助役
委 員	小 松 正 明	掛川市	"	掛川市助役
	水 野 幸 雄	大須賀町	"	大須賀町助役
	山 本 義 雄	掛川市	議会選出	掛川市議会議員
	鳥 井 昌 彦	大東町	"	大東町議会議長
	内 藤 澄 夫	大須賀町	"	大須賀町議会議員
	原 田 新 二 郎	掛川市	学識経験者	掛川商工会議所会頭
	田 中 鉄 男	掛川市	"	掛川市農業協同組合長
	滝 沢 恵 子	掛川市	"	掛川市社会教育委員
	戸 塚 誠 夫	大東町	"	大東町商工会長
	松 本 恵 次	大東町	"	大東町教育委員
	水 野 淳 子	大東町	"	大東町女性政策推進委員長
	増 田 正 子	大須賀町	"	大須賀町自治連合会長
	蒲 原 忠 雄	大須賀町	"	大須賀町商工会長
中 井 明 男	大須賀町	"	大須賀町社会福祉事業会理事	

## 協議事項 1

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会運営要領について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程(以下「規程」という。)第9条の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会(以下「小委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開するものとする。ただし、委員長は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合には、あらかじめ会議に諮り会議を公開しないことができる。

(表決)

第3条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、委員長が全会一致により決することが困難であると認める場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決する。

(会議の傍聴)

第4条 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程第2章(第16条を除く。)の規定は、会議の傍聴について準用する。この場合において、同章中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年6月14日から施行する。

## 協議事項 2

### 新市建設計画の策定方針について

#### (1) 新都市ビジョンと新市建設計画

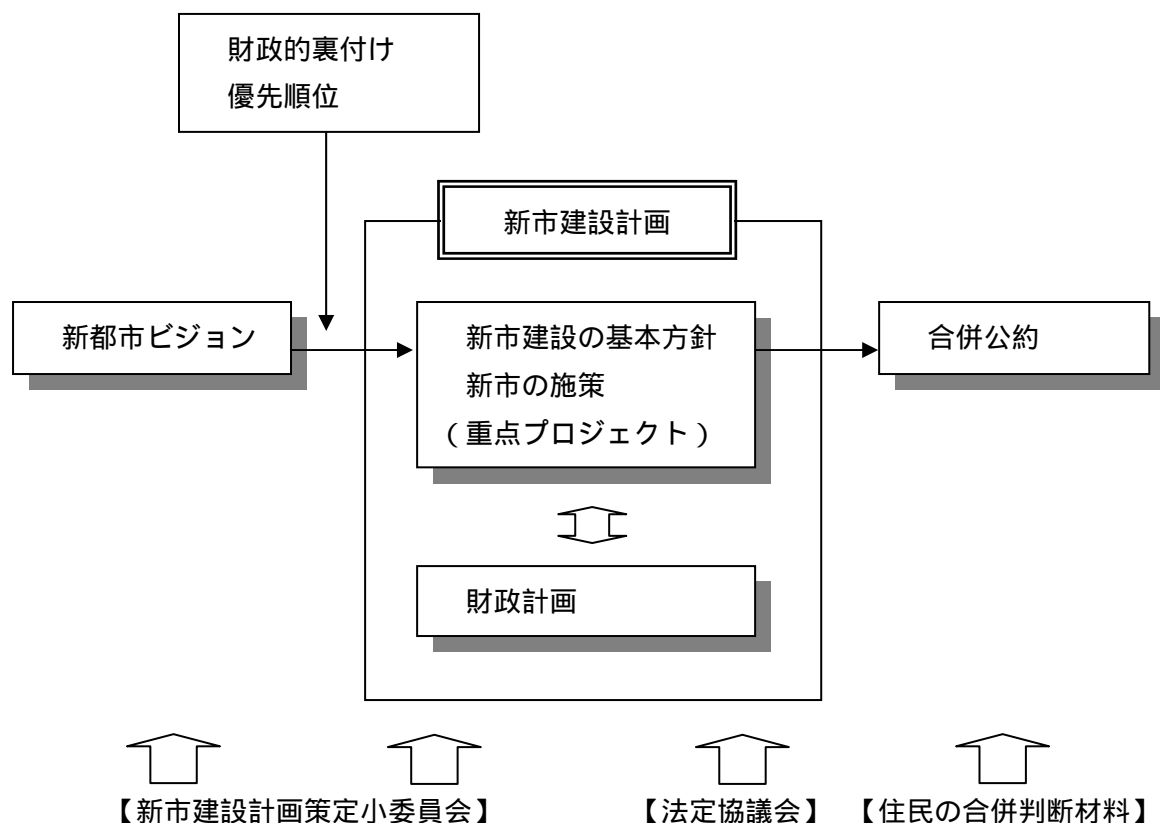
新都市ビジョンは、新市建設計画の一部をなし、新市のまちづくりの姿を示すものです。新都市ビジョンでは、住民の意向を汲み取りつつ、新市に対する期待や夢が盛り込まれた将来像、基本目標、合併プロジェクト(案)を明らかにしていきますが、新都市ビジョン段階で検討する合併プロジェクト(案)は「財政的裏付け」や「優先順位」が検討されたものではなく、合併プロジェクト候補として示すものです。

一方、新市建設計画段階では、新都市ビジョンの合併プロジェクト(案)に対して、「財政的裏付け」や「優先順位」を検討し、新市の将来像、基本目標を具体的に実現する手段として、重点プロジェクトを絞り、より具体的に内容を検討する必要があります。

新市建設計画は、新都市ビジョンの将来像、基本目標に、「財政的裏付け」や「優先順位」が検討された重点プロジェクトと財政計画から構成されます。新市建設計画は、法定協議会が決定する「新市のまちづくりの基本方針」です。新市が誕生した後に策定される総合計画も、この新市建設計画の方針を引き継ぐこととなります。

新都市ビジョンと、新市建設計画との関係を模式的に表現すると、下図の通りとなります。

#### < 新都市ビジョンと新市建設計画の関係 >





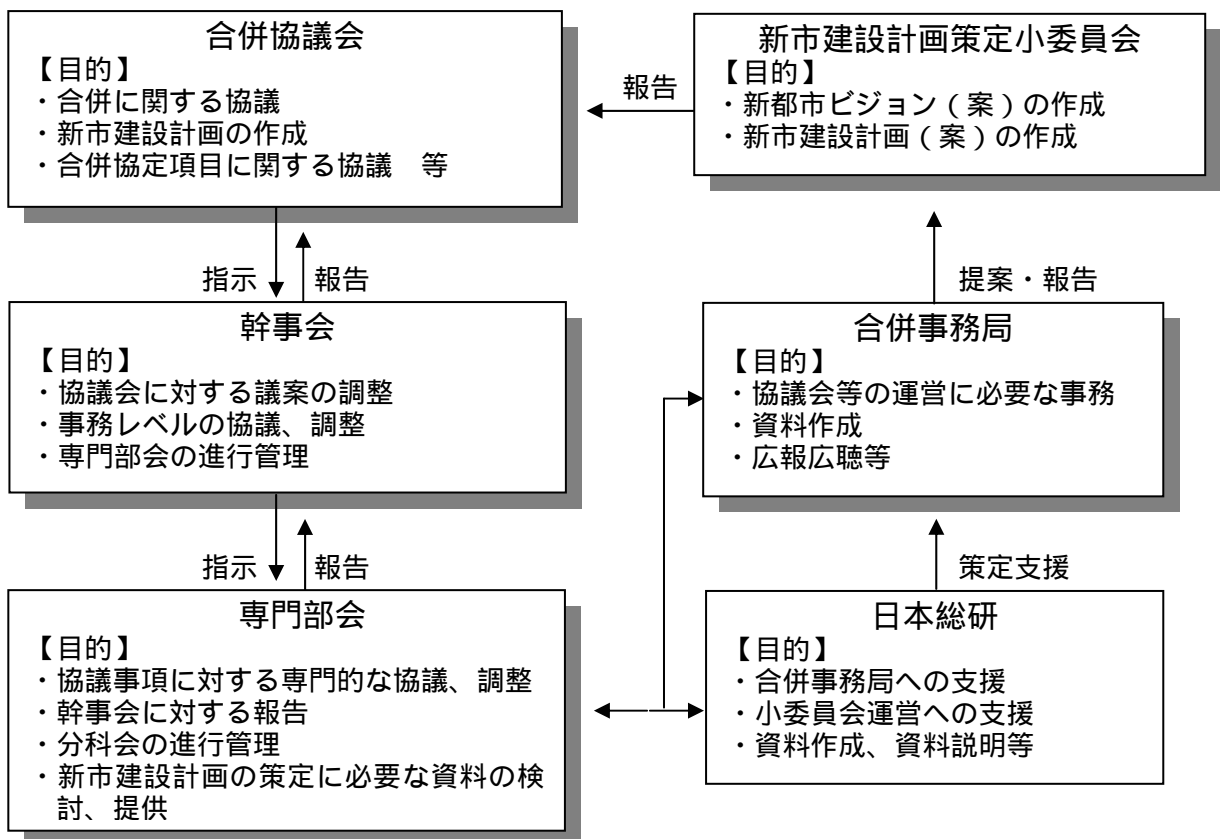
## (2) 新都市ビジョン策定の考え方

新市建設計画の一部をなす新都市ビジョンは、以下の視点に基づいて策定することを予定しています。また策定に際しては、新市建設計画策定小委員会で検討を行い、検討結果を合併協議会に報告し、承認を求めています。

### 新都市ビジョン策定の視点

- ・ 幅広い住民の意見を汲み上げて、新都市ビジョンに反映させる。
- ・ 掛川市、大東町、大須賀町の地域特性や資源を活かす。
- ・ 新市全域の融和と発展に寄与する新都市ビジョンを策定する。
- ・ 合併によって相乗効果が生まれる新都市ビジョンを策定する。
- ・ 新市の長期にわたる発展につながる基盤を整える。

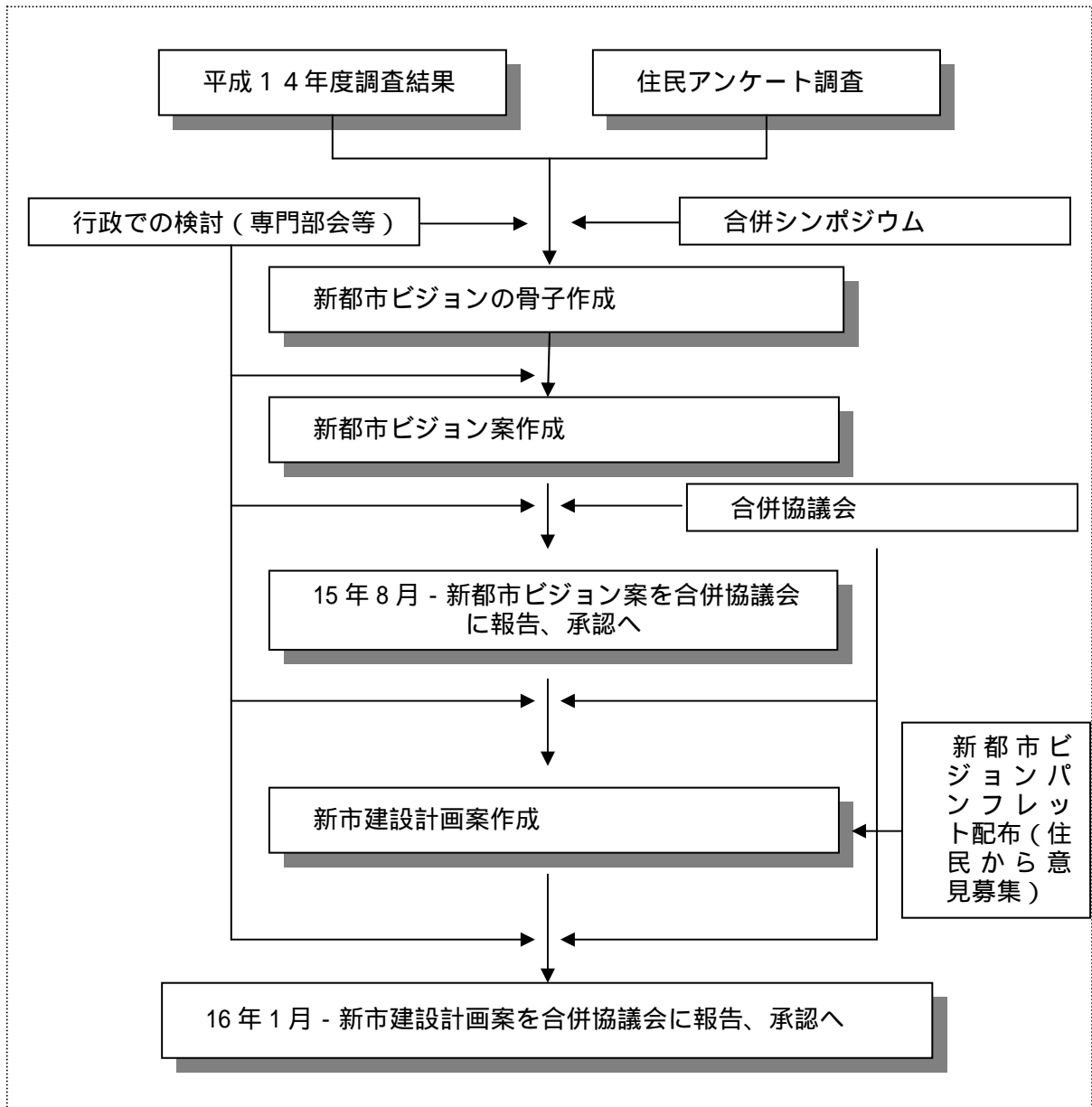
### 新市建設計画策定小委員会の位置付け



### (3) 新市建設計画策定の進め方

新市建設計画の中核をなす新都市ビジョンは、平成14年度に1市2町合併調査研究本部で作成された調査結果をベースとしつつ、住民アンケート調査、シンポジウムなどによって幅広い住民から意見を集めて策定し、新市建設計画の具体的施策や事業の検討につなげていきます。新市建設計画策定小委員会での検討フロー図は、下記の通りです。

#### 《 新市建設計画策定小委員会での検討フロー図 》



#### (4) 新都市ビジョン及び新市建設計画の検討事項

新市建設計画の計画期間、主要な検討事項、新都市ビジョンの構成案、新市建設計画の構成案は、次の通り予定しています。

新市建設計画の計画期間  
合併後10年間

##### 新市建設計画の主要な検討事項

- ・ 1市2町の資源特徴
- ・ 1市2町が抱える課題
- ・ 新市の重要な資源特徴と課題
- ・ 1市2町における合併の必要性
- ・ 1市2町における合併の効果
- ・ 資源特徴を生かしたまちづくりのあり方
- ・ 重要課題の解決のあり方
- ・ 新市の将来像と基本目標
- ・ 新市のプロジェクト案、重点プロジェクト案
- ・ 重点プロジェクト案等を盛り込んだ財政シミュレーション

##### 新都市ビジョンの構成案

- ・ 1市2町の現状と課題
- ・ 1市2町における合併の必要性
- ・ 1市2町における合併の効果
- ・ 新市のまちづくり将来像
- ・ 新市のまちづくり基本目標
- ・ 新市のプロジェクト候補案

##### 新市建設計画の構成案

- ・ 序論（合併の必要性、計画策定の方針）
- ・ 市町村の概況（位置と地勢、気候、面積、人口）
- ・ 主要指標の見通し（人口、世帯）
- ・ 新市建設の基本方針（新市の将来像、基本目標）
- ・ 新市の施策（重点プロジェクト）
- ・ 公共施設の適正配置と整備
- ・ 財政計画

### 協議事項 3

#### 事業計画について

新市建設計画策定小委員会を中心とした検討スケジュールは、次の通りです。小委員会で新都市ビジョン（案）を8月上旬に作成し、8月19日の第4回合併協議会に報告し、その修正指示を受けて事務局が新都市ビジョン（案）をとりまとめます。そして、12月中に新市建設計画（案）を作成し、平成16年1月20日の第8回合併協議会で承認を得ていく予定です。

回次 年月日	小委員会検討事項	備考
第1回 6月14日 掛川市	(1) 説明事項 ・委員自己紹介 ・小委員会の工程説明 ・1市2町の概要説明 (2) 討議事項 ・1市2町の資源特徴 （生かすべき事項について討議） ・1市2町が抱える課題 （解決すべき事項について討議）	6月上旬アンケート調査票 発送、6月中旬回収 6月16日の第2回協議会に 委員会構成、事業計画報告
第2回 6月23日 管内	タウンウォッチング ・1市2町の管内を巡り、課題、資源を確認	
第3回 7月7日 大東町	(1) 説明事項 ・新市の重要な資源特徴（強み）案の説明 ・新市の重要な課題案の説明 ・新市の強みを生かしたまちづくりのあり方案説明 (2) 討議事項 ・新市の重要な資源特徴について討議 ・新市が抱える重要課題について討議 ・新市の資源特徴を生かしたまちづくりのあり方について討議	7月下旬から8月中旬合併 シンポジウム開催 ・首長の合併にかける想い ・住民アンケート調査結果の 発表 ・パネルディスカッション 「1市2町の融和と発展に 向けて」
第4回 7月28日 大須賀町	(1) 説明事項 ・住民アンケート調査結果の報告 ・新市の重要な資源特徴（前回討議内容の集約結果）の確認 ・新市が抱える重要課題（前回討議内容の集約結果）の確認 ・重要課題の解決策事例の紹介 ・1市2町の現状と課題 ・1市2町における合併の必要性 ・1市2町における合併の効果 ・新市のまちづくりの骨子（案）説明 (2) 討議事項 ・重要課題の解決策のあり方について討議 ・新市のまちづくりの骨子（案）を討議	

第5回 8月11日 掛川市	<p>(1) 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の将来像(案)、基本目標(案)(前回の討議内容を発展させたまちづくりの考え方)</li> <li>・新市のプロジェクト案(前回の討議内容を発展させたプロジェクト案)</li> </ul> <p>(2) 討議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の将来像(案)、基本目標(案)について討議</li> <li>・新市のプロジェクト案について討議</li> <li>・新都市ビジョン(案)(合併協議会への報告内容についての討議)</li> </ul>	8月19日の第4回協議会に 新都市ビジョン案報告
第6回 8月25日 大東町	<p>(1) 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウムでの意見集約結果(首長の想い、住民の意見等)の説明</li> <li>・第4回合併協議会での新都市ビジョンの修正指示内容の説明</li> <li>・修正した新都市ビジョンの説明</li> </ul> <p>(2) 討議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修正した将来像、基本目標について討議</li> <li>・修正した合併プロジェクト案について討議</li> </ul>	
第7回 9月22日 大須賀町	<p>(1) 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来像、基本目標の実現に向けた考え方説明</li> <li>・重点プロジェクト案の説明</li> </ul> <p>(2) 討議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来像、基本目標の実現に向けた考え方について討議</li> <li>・重点プロジェクト案について討議</li> </ul>	
第8回 10月20日 掛川市	<p>(1) 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点プロジェクト候補(案)にかかる概算事業費の説明</li> </ul> <p>(2) 討議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点プロジェクト候補(案)に関する討議</li> </ul>	新都市ビジョンパンフレットを全戸配布
第9回 11月10日 大東町	<p>(1) 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画の構成案説明</li> <li>・重点プロジェクト候補(案)を考慮した財政計画の説明</li> </ul> <p>(2) 討議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画案の構成</li> <li>・財政計画について討議</li> </ul>	新都市ビジョンに対する住民意見を募集 11月18日の第6回合併協議会に、新市建設計画案を報告
第10回 11月25日 大須賀町	<p>(1) 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新都市ビジョンに対する住民意見の説明</li> <li>・合併協議会での修正指示を説明</li> <li>・修正した新市建設計画案を説明</li> </ul> <p>(2) 討議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修正した新市建設計画案について討議</li> </ul>	
第11回 12月22日 掛川市	<p>(1) 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協議会での修正指示を説明</li> <li>・修正した新市建設計画案の説明</li> </ul> <p>(2) 討議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画の最終調整</li> </ul>	12月16日の第7回合併協議会に、修正新市建設計画案を報告
平成16年 1月		1月20日の第8回合併協議会に「新市建設計画」を報告し承認 「新市建設計画パンフレット」作成開始

## 新市建設計画策定小委員会事業計画総括表

回	開催時期	開催場所	主な協議内容	協議会への報告
1	6月14日(土) 午後1時30分	掛川市役所 会議室1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長選出、委員会運営申し合わせ、事業計画</li> <li>・1市2町の資源・特徴</li> <li>・1市2町の抱える課題</li> </ul>	第2回(6/16) 役職、事業計画 報告
2	6月23日(月) 午前9時～ 午後5時頃	管内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンウォッチング</li> </ul>	
3	7月7日(月) 午後1時30分	大東町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の重要な資源特徴検討</li> <li>・新市が抱える重要課題検討</li> <li>・新市の資源特徴を生かしたまちづくりのあり方</li> </ul>	
4	7月28日(月) 午後1時30分	大須賀町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要課題の解決策のあり方</li> <li>・新市のまちづくりのあり方(骨子)</li> </ul>	
5	8月11日(月) 午後1時30分	掛川市役所 会議室1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の将来像、基本目標</li> <li>・新市のプロジェクト(案)</li> <li>・新都市ビジョン(案)</li> </ul>	第4回(8/19) 新都市ビジョン 案報告
6	8月25日(月) 午後1時30分	大東町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来像、基本目標の再検討</li> <li>・新市のプロジェクト(案)再検討</li> </ul>	
7	9月22日(月) 午後1時30分	大須賀町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の将来像、基本目標実現に向けた考え方</li> <li>・重点プロジェクト(案)</li> </ul>	
8	10月20日(月) 午後1時30分	掛川市役所 会議室1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点プロジェクト候補(案)細部検討</li> </ul>	
9	11月10日(月) 午後1時30分	大東町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画(素案)</li> <li>・財政計画</li> </ul>	第6回(11/18) 新市建設計画 (素案)報告
10	11月25日(火) 午後1時30分	大須賀町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画(案)</li> </ul>	第7回(12/16) 新市建設計画 (案)
11	12月22日(月) 午後1時30分	掛川市役所 会議室1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画(案)最終調整</li> </ul>	第8回(1/20) 新市建設計画最終 調整案報告

## 協議事項 4

### 新市建設計画に係る検討について

#### 1. 1市2町の概要

##### 掛川市の概要

掛川市はかつて東海道の城下町、宿場町として栄えました。昭和 54 年には全国に先駆けて生涯学習都市宣言を行い、市民一人ひとりが充実した生きがいを持って暮らせるまちづくりが進められてきました。静岡市と浜松市との中間に位置する掛川市は、日本一の茶の生産地であるとともに、JR 東海道新幹線、東名高速道路、国道 1 号による広域的な交通条件の良さを活かして企業誘致を進め、掛川バイパスの北側に位置する大規模工業団地エコポリスには、有力企業 12 社が立地しています。この結果、掛川市の製造品出荷額は県内でもトップクラスとなり、工業都市の性格を強めています。掛川市では、「自然と農住商工と福祉・レクリエーション施設が美しく共生した考え深い健康市民の大勢いる都市」をまちづくりの将来像に据えています。

##### 大東町の概要

大東町は、掛川市、菊川町、小笠町、浜岡町、大須賀町、そして太平洋に囲まれ、戦国時代に徳川と武田の激しい攻防の舞台となった高天神城を抱えています。温暖な気候に恵まれ、各産業がバランス良く成長する調和のとれた町として発展しています。東名高速道路の掛川・菊川両インターチェンジに近く、町内の海岸線をはじめとして化学工業、電気機械関係の工場が立地し、県内市部に匹敵する製造品出荷額を誇り、工業と農業が共存した都市の性格を備えています。平成 10 年には東京女子医科大学の看護学部が開校し、文化会館「シオーネ」が開設され、水準の高い教育文化活動が展開されています。大東町では、「自然にやさしく心ふれあう躍動のまち」をまちづくりの将来像に据えています。

##### 大須賀町の概要

大須賀町は、掛川市、袋井市、浅羽町、大東町、そして太平洋に囲まれ、戦国時代の末期に横須賀城が築かれて以来、遠州横須賀藩として県西部の要地として発展を遂げてきました。城下町の面影を残す町並みとサンサンファームに代表される観光農業が町の特色となっており、農業、工業、住宅が散在する田園都市としての性格が見られます。また、平成 11 年 9 月に静岡県内で最初に「男女共同参画都市宣言」を行い、「未来おおすか～人と人をつなぐハートフルプラン～」を策定し、地域、職場、家庭などあらゆる分野で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。大須賀町では、「ゆとりと安らぎのある暮らしができる町」をまちづくりの将来像に据えています。

## 2. 1市2町の圏域図



J R東海道新幹線、J R東海道線、東名高速道路、国道1号といった広域的な交通施設が1市2町の中央部を、国道150号が1市2町の南部を東西方向に横断しています。第二東名高速道路の整備が進みつつある北部は山地、南部は遠州灘に面し、掛川市・大東町・大須賀町の接点に小笠山が鎮座し、多様な自然を抱えています。

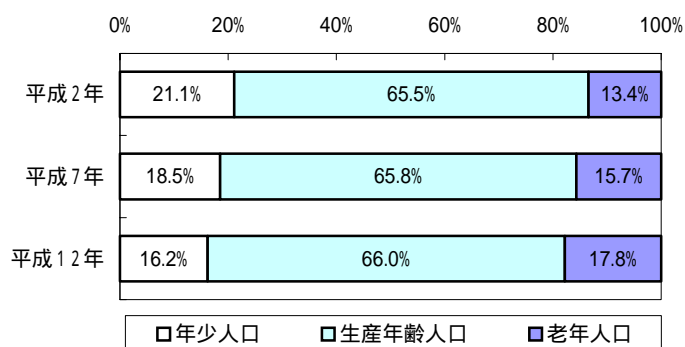


### 【掛川市の人口構成】

平成 12 年国勢調査によれば、掛川市の人口は 80,217 人であり、県内で 2.1% を占めます。平成 2 年は 72,795 人であり、この 10 年間に 10.2% 増加しました。静岡県市部の人口増加率は 3.3% であり、掛川市はこれを上回ります。

掛川市の年少人口（14 歳未満）構成比は 10 年間に 21.1% から 16.2% に低下（市部平均 15.1%）、一方老年人口（65 歳以上）構成比は 13.4% から 17.8% に上昇（市部平均 17.0%）しています。少子化、高齢化を踏まえたまちづくり（福祉、医療、教育分野等）が必要になっています。

< 掛川市の過去 10 年間の年齢構成の推移 >

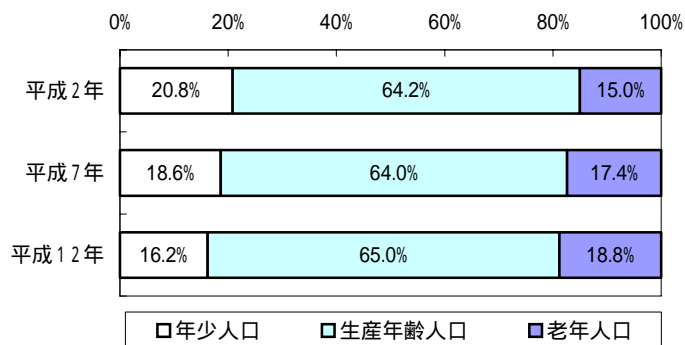


### 【大東町の人口構成】

平成 12 年国勢調査によれば、大東町の人口は 21,791 人であり、県内で 0.6% を占めます。平成 2 年は 20,156 人であり、この 10 年間に 8.1% 増加しました。静岡県町村部の人口増加率は 0.4% であり、大東町はこれを大きく上回ります。

大東町の年少人口（14 歳未満）構成比は 10 年間に 20.8% から 16.2% に低下（町村平均 15.1%）、一方老年人口（65 歳以上）構成比は 15.0% から 18.8% に上昇（町村平均 20.1%）しました。掛川市と同様、少子化、高齢化に対応したまちづくりが必要になっています。

< 大東町の過去 10 年間の年齢構成の推移 >。

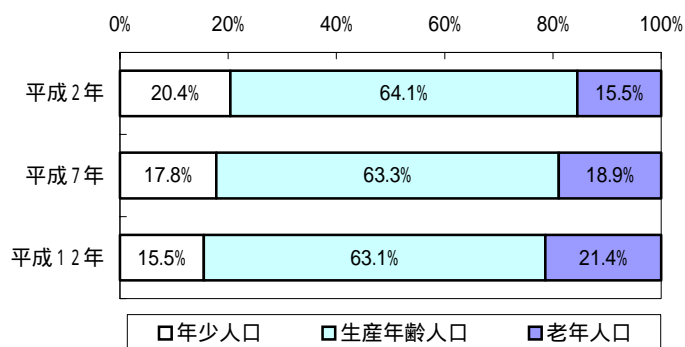


### 【大須賀町の人口構成】

平成 12 年国勢調査によれば、大須賀町の人口は 12,320 人であり、県内で 0.3%を占めます。平成 2 年は 12,079 人であり、この 10 年間に 2.0%増加しました。静岡県町村部の人口増加率は 0.4%であり、大須賀町はこれを上回ります。

大須賀町の年少人口（14 歳未満）構成比は 10 年間に 20.4%から 15.5%に低下（町村平均 15.1%）一方老年人口（65 歳以上）構成比は 15.5%から 21.4%に上昇（町村平均 20.1%）しました。掛川市と同様、少子化と高齢化に対応したまちづくりが必要になっています。

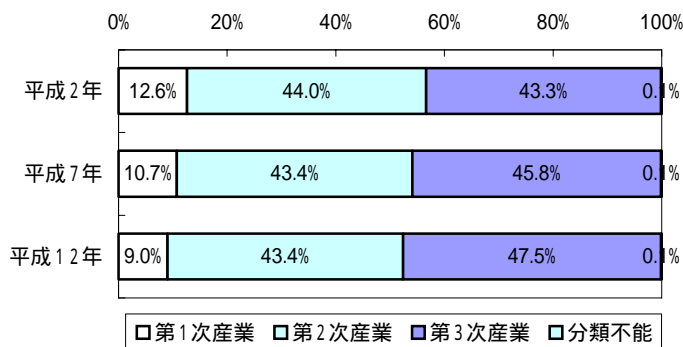
<大須賀町の過去 10 年間の人口構成の推移>



### 【掛川市の産業別就業者人口】

平成 12 年国勢調査に基づく掛川市就業者人口は、44,122 人。産業別就業人口構成比は、第 1 次産業（農業等）9.0%、第 2 次産業（製造業、建設業等）43.4%、第 3 次産業（商業、サービス業等）47.5%です。（分類不能 0.1%あり） 県内市部平均は、第 1 次産業 4.0%、第 2 次産業 36.9%、第 3 次産業 58.6%であり、掛川市は、第 1 次、第 2 次産業の就業者割合が高くなっていますが、農業離れの進行を踏まえて、まちづくりのあり方を検討することが必要になっています。

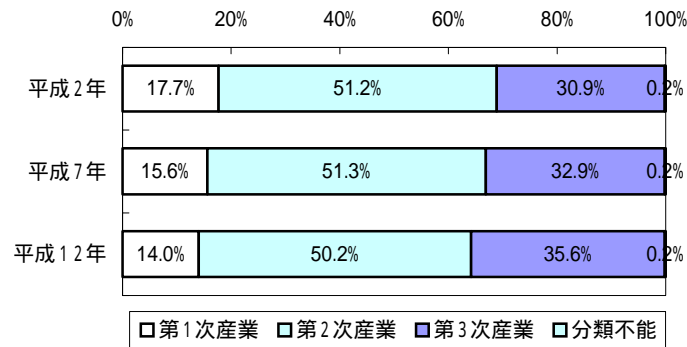
<掛川市産業別就業者人口構成の推移>



【大東町の産業別就業者人口】

平成 12 年国勢調査に基づく大東町就業者人口は、12,622 人。産業別就業人口構成比は、第 1 次産業 14.0%、第 2 次産業 50.2%、第 3 次産業 35.6%です。(分類不能 0.2%あり) 県内町村部平均は、第 1 次産業 10.1%、第 2 次産業 39.8%、第 3 次産業 49.9%であり、大東町は、掛川市と同様に第 1 次、第 2 次産業の就業者割合が高くなっています。しかし農業離れが進行しており、農地の利活用や新たな基幹的産業育成の検討が必要になっています。

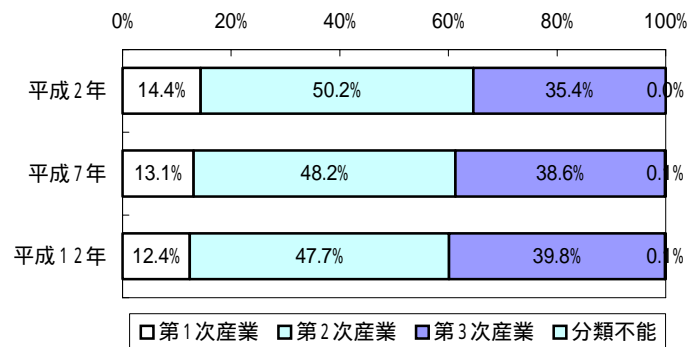
<大東町産業別就業者人口構成の推移>



【大須賀町の産業別就業者人口】

平成 12 年国勢調査に基づく大須賀町就業者人口は、6,899 人。産業別就業人口構成比は、第 1 次産業 12.4%、第 2 次産業 47.7%、第 3 次産業 39.8%です。(分類不能 0.1%あり) 県内町村部平均は、第 1 次産業 10.1%、第 2 次産業 39.8%、第 3 次産業 49.9%であり、大須賀町は、大東町と同様に第 1 次、第 2 次産業の就業者割合が高くなっています。大東町と同様、農業離れが進行しており、農地の利活用や新たな基幹的産業育成の検討が必要になっています。

<大須賀町産業別就業者人口構成の推移>



3. 1市2町の主要な資源・特徴

	掛川市	大東町	大須賀町
都市基盤の特徴	<p>国道1号、掛川駅中心に市街地形成</p> <p>昭和63年3月に新幹線掛川駅の開業</p> <p>平成15年度から市内循環バスが運行</p>	<p>国道県道が横断、東西方向の利便性良好</p> <p>東名掛川、菊川両インター至近、利便性良好</p> <p>町内循環バス(シートピア号)無料で運行</p>	<p>国道県道が横断、東西方向の利便性良好</p> <p>以前は軽便鉄道が、袋井まで連絡</p> <p>城下町の面影を残す市街地を形成</p>
自然・環境の特徴	<p>市北部に山間地を抱える</p> <p>山間地に法泉寺温泉、倉真温泉がある</p> <p>桜の名所、ハイキングコースの粟ヶ岳</p> <p>環境学習の拠点施設、生物循環パビリオン</p> <p>大型リゾート施設「つま恋」が立地</p> <p>ゴルフ場、キャンプ場等自然利用施設充実</p>	<p>遠州灘に面して遠浅の砂浜海岸を抱える</p> <p>温暖な気候で、日照時間が長い</p> <p>桜の名所として有名な県立大浜公園</p> <p>大東町海洋公園に230kw風力発電稼働</p> <p>温泉活用の温浴施設「シートピア」を持つ</p>	<p>遠州灘に面して遠浅の砂浜海岸を抱える</p> <p>温暖な気候で、日照時間が長い</p> <p>西大谷ダム公園の桜、横須賀城跡の梅園</p> <p>遠州のからっ風を利用した横須賀凧</p>
産業の特徴	<p>日本一の緑茶の生産、茶畑景観を形成</p> <p>県内有数の製造品出荷額を示す</p> <p>エコポリスに有力企業が立地</p> <p>郊外大型店出店、中心商店街は大型店閉店</p>	<p>砂地地帯で人参、芋、メロン、イチゴを生産</p> <p>県内市部に匹敵する製造品出荷額を示す</p> <p>化学工業、電気機械等企業が分散立地</p> <p>大型店が出店し、買物の利便性向上</p>	<p>水稻、茶、メロン、イチゴの生産が盛ん</p> <p>個性ある大須賀ブランドづくりを展開</p> <p>サンサンファームを核に観光農業を展開</p> <p>自動車部品関係の企業が比較的多く立地</p>

			特殊ガラスを製造する外資系企業の立地
福祉・医療・保健の特徴	<p>放課後児童の受け入れを重視</p> <p>単独で在宅寝たきり老人介護手当等支給</p> <p>病床数 450 床の市立総合病院を抱える</p>	<p>育児支援、家事援助の子育てヘルパー創設</p> <p>高齢者に昼食、夕食配食サービスを実施</p> <p>日本一健康な町を目指し予防医療推進</p>	<p>保育の質向上のため、保育所を民営化</p>
教育・文化の特徴	<p>昭和 54 年全国に先駆け生涯教育都市宣言</p> <p>平成 2 年「地球・美感・徳育」都市宣言</p> <p>生涯学習の施設、活動が充実</p> <p>住民要望を汲上げる市民総代会を開催</p> <p>市立並びに民営美術館、文学館が集積</p> <p>お茶の文化都市づくりを展開</p>	<p>学校 5 日制に対応した地域活動を実施</p> <p>東京女子医科大学大東キャンパス立地</p> <p>東京女医学校創設者吉岡弥生記念館建設</p> <p>スポーツの大東町、1 人 1 スポーツ目指す</p> <p>平成 10 年に文化ホール「シオーネ」建設</p>	<p>学校 5 日制に対応した地域活動を実施</p> <p>県立横須賀高校が立地</p> <p>県内で最初に男女共同参画都市宣言</p> <p>歴史ある商家、寺院が散在する町並み</p> <p>江戸文化を伝える三熊野神社大祭</p>
歴史の特徴	<p>東海道の城下町、宿場町の歴史を持つ</p> <p>国指定文化財 2 件(掛川城御殿、和田岡古墳群)</p> <p>平成 6 年に木造天守閣の掛川城を復元</p>	<p>難攻不落の山城の高天神城を持つ</p> <p>八坂神社の祇園祭は県無形民俗文化財</p>	<p>横須賀藩の城下町としての歴史を持つ</p> <p>国指定文化財 1 件(横須賀城跡)を抱える</p> <p>回船問屋として栄えた清水邸庭園</p>

4. 1市2町が抱える主要な課題

	掛川市	大東町	大須賀町
都市基盤の課題	<p>東西方向に鉄道、河川、高速道路が横断し、機能的な生活道路網の形成が不十分</p> <p>中山間地を抱え市域面積が広大。公共交通空白地域があり、通学、通院が不便</p> <p>商業施設や住宅が中心市街地から郊外へ移転。中心市街地の空洞化が進行</p> <p>新幹線駅を抱えるが、駅周辺地域の業務機能の集積が不十分</p>	<p>掛川市に至る幹線道路が片側1車線、交通渋滞が発生する。南北幹線道路が不十分</p> <p>路線バスの乗降客が減少。バス維持の財政負担が増加中</p> <p>既成市街地では農商住が混在し、狭隘道路も多く、防災面で問題を抱える</p> <p>既存工場は菊川沿いや海岸線に分散立地、住宅と工場が混在</p>	<p>掛川市に至る南北幹線道路が不十分であり、隣接ながら掛川市への往来が不便</p> <p>掛川市へ直行する路線バスがなく、掛川市への通学、通院等が不便</p> <p>中心市街地は古い町並みが続き、道路幅員が狭く、防災面での問題を抱える</p> <p>小笠山に阻まれ、掛川市よりも袋井市への往来が容易</p>
自然、環境の課題	<p>森林や里山の管理が低下。</p> <p>近隣公園や地区公園など身近な公園が不十分</p> <p>下水道や合併浄化槽による汚水処理の割合は、県内市部の中で、低い水準である</p> <p>ごみ排出量が増加し、減量化進まず。清掃センターは老朽化しつつある</p>	<p>農業離れが進み、農地の荒廃が進行</p> <p>身近な憩いの場、子供の遊び場となる市街地の公園が不十分</p> <p>下水道や合併浄化槽による汚水処理の割合は、県内町村部の中で、低い水準である</p> <p>ごみ排出量が増加し、減量化進まず。焼却施設の処理能力が限界に近づきつつある</p>	<p>農業離れが進み、農地の荒廃が進行</p> <p>身近な憩いの場、子供の遊び場となる市街地の公園が不十分</p> <p>合併浄化槽による汚水処理の割合は、県内町村部の中で、低い水準である</p> <p>ごみ排出量が増加し、減量化進まず。焼却施設の処理能力が限界に近づきつつある</p>
産業の課題	<p>価格低迷、後継者不足等で、茶園等の経営基盤が弱体化</p>	<p>農産物の価格低迷、農業就業者の高齢化等による農業離れ進行</p>	<p>農産物の価格低迷、農業就業者の高齢化等による農業離れ進行</p>

	<p>農産物の価格低迷等により、農業後継者が不足し、高齢化が進行</p> <p>大型店撤退、商店主高齢化等が進行、中心商業地域の集客力低下</p> <p>地場企業は経営基盤が弱く、長引く景気低迷で厳しい経営が続く</p>	<p>景気低迷で雇用環境が悪化。企業誘致に対する体制が不十分</p> <p>大型店出店、商店の後継者難により、既存商店が衰退</p> <p>小笠山、海岸との自然、温浴施設、記念館等の観光資源を抱えるが、活用は不十分</p>	<p>南部農工団地はインフラ整備が未完了であり、企業誘致が困難</p> <p>近隣への大型店出店により、地域商業が衰退、買物利便性が低下</p> <p>町並みや寺院等観光資源を抱えるが、観光産業の育成は不十分</p>
福祉・医療・保健の課題	<p>特別養護老人ホームの入所希望者が多く、待機者を抱える</p> <p>保育園舎が老朽化している。改築が必要との耐震診断結果を受けている</p> <p>知的障害者施設入所者が高齢化。身体障害者の通所施設が不十分である</p> <p>市内開業医の高齢化が進行しつつある。小児科医も不足している</p>	<p>特別養護老人ホームの入所希望者が多く、待機者を抱える</p> <p>児童増加地区があり、保育室不足となる可能性がある</p> <p>公共施設のバリアフリー化が不十分。障害者への支援体制、施設も不十分である</p> <p>高度医療機関が不在。設備が充実している掛川市立総合病院への通院が不便である</p>	<p>特別養護老人ホームの入所希望者が多く、待機者を抱える</p> <p>子育ての負担を軽減する支援体制が不十分である</p> <p>障害者に対する支援体制、施設、サービス提供事業者が不十分である</p> <p>高度医療機関が不在。設備が充実している掛川市立総合病院への通院が不便である</p>
教育・文化の課題	<p>幼稚園舎が老朽化。少子化に伴い園字数、児童数が減少し、施設統廃合の検討が顕在化</p> <p>スポーツを地域で支えていく体制が整っていない</p> <p>生涯学習関連施設の一部が老朽化している</p>	<p>読書や資料展示の中心的施設が不十分。公民館施設が老朽化している</p> <p>小中学校や体育館、町民プール等の運動施設が老朽化している</p> <p>医学系大学キャンパスを抱えるが、大学との連携が不十分</p>	<p>幼稚園舎、小学校舎が老朽化。少子化が進行し、園児数が減少している</p> <p>体育館が老朽化。スポーツ活動の拠点施設が不十分である</p> <p>町のシンボルである横須賀城跡。その歴史資料館が未整備</p>

## 協議事項 5

### タウンウォッチング(第2回新市建設計画策定小委員会)について

- 1 目的 新市建設計画に係る検討に際して、1市2町の現況や資源・資産を巡回視察することによって、新市建設計画策定小委員会委員の構成市町への理解度を高め、かつ問題点を共有化することによってより良い計画の策定に役立てることを目的とする。
- 2 日時 6月23日(月) 9時 掛川市役所集合出発
- 3 行程表(案) 掛川市 大東町 大須賀町(詳細別紙)
- 4 参加者  
委員 16人  
事務局 5人(局長、次長、計画係)  
コンサルタント 3人  
企画・合併担当者 6人(掛川市2人、大東町2人、大須賀町2人)  
計30人
- 5 当日配布する資料  
各施設の概要説明資料  
各施設の観光用パンフレット  
行程表及びコースマップ  
感想及び問題点等記入様式(巡回視察中随時記入)
- 6 昼食について 公園服部(掛川市掛川1114-2-2)



## タウンウォッチング行程表(案)(第2回新市建設計画策定小委員会)

掛川市	掛川市役所 浄化センター、衛生センター 9:00出発	➡ 15分	乳幼児センターすこやか 通過 9:15	➡ 10分	日坂宿(川坂屋) 見学 9:25~9:40 (15分)	➡ 10分	新清掃センター、22世紀の丘、新エコポリス 通過 9:50	➡ 5分
	東部工業団地 (エコポリス) 通過 9:55	➡ 30分	ならここの里 ならここ温泉 見学 10:25~10:40 (15分)	➡ 30分	第二東名、天の橋原公園、加茂花菖蒲園 通過 11:10	➡ 10分	いこいの広場 県総合教育センターあすなろ 通過 11:20	➡ 15分
	こどもの森 大池公園総合体育館 見学 11:35~11:45 (10分)	➡ 10分	生涯学習センター 徳育保健センター、消防署 通過 11:55	➡ 5分	掛川城、図書館 美術館、茶室 昼食 12:00~12:45 公園服部(45分)	➡ 10分	東名掛川IC 掛川市立総合病院 通過 12:55	➡ 20分
大東町	東京女子医大 吉岡彌生記念館 通過 13:15 休館	➡ 10分	上土方工業団地 高天神城跡 見学 13:25~13:35 (10分)	➡ 10分	特養大東苑 通過 13:45	➡ 5分	大東文化会館ゾーン 通過 13:50 休館	➡ 15分
	大東町役場 通過 14:05	➡ 10分	大東温泉シニア 潮騒橋 見学 14:15~14:35 (20分)	➡ 5分	環境保全センター 通過 14:40	➡ 5分		
大須賀町	ササファーム 通過 14:45	➡ 5分	特養おおすか苑 保育所、福祉ゾーン 通過 14:50	➡ 5分	コーンがジャポン 通過 14:55	➡ 15分	横須賀城跡 見学 15:10~15:25 (15分)	➡ 10分
	清水邸庭園 見学 15:35~15:45 (10分)	➡ 5分	三熊野神社と街並み 見学 15:50~16:10 (20分)	➡ 5分	大須賀町役場 通過 16:15	➡ 15分	西大谷ダム公園 通過 16:30	➡ 30分
	掛川市役所 到着 17:00							

\*\*\*\*\*

# タウンウォッチングコースマップ

\*\*\*\*\*

協議第 1 号

合併の方式について

合併の方式について、協議を求める。

平成 1 5 年 5 月 1 9 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会 長 榛 村 純 一

## 新設合併と編入合併の相違点

		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		2以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部又は一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法 人 格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格は継続し、全部が編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに定めることもできる。
事務所の位置		合併前の市町村の全ての地域の中から住民の利便性等を考慮して決定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		合併前の市町村の長は失職する。合併後の市町村の長は、選挙で選任される。	編入をする市町村の長の身分に変更はなく、編入される市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	合併前の市町村の議会の議員は、失職する。合併後の市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。ただし、合併により著しく人口の増加があった場合は、法定定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。
	特例	次のいずれかによることができる。 (1) 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定定数の2倍まで)とする。 (2) 合併前の市町村の議会の議員で合併後の市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 (1) 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合併の特例定数とすることができる。(増加分は編入される区域に配分される。) (2) 編入される市町村の議会の議員で、合併後の市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、さらに最初の一般選挙において、編入合併の特例定数によることができる。
農業委員会の委員(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原則	合併前の市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。新たに選挙又は選任により委員を選出する。	編入する市町村の委員は在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併前の市町村の委員(選挙による委員に限る。)のうち、合併後の市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10～80人の範囲で、1年以内の間在任できる。	編入される市町村の委員(選挙による委員に限る。)のうち、合併後の市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		合併前の市町村の特別職の職員は全員失職するため、合併後、新たに選任する。ただし、次に掲げる行政委員会の委員については、合併後の市町村の長の就任前に特別選任の手続が定められている。 (1) 教育委員会 (2) 選挙管理委員会 (3) 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		合併前の市町村の職員は全員失職するが、合併後の市町村に身分が引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は編入する市町村に身分が引き継がれる。
財産及び公の施設		合併後の市町村が引き継ぐ。	編入する市町村が引き継ぐ。
条例、規則等		合併前の市町村の条例、規則等は全て失効するため、新たに制定する。	編入する市町村の条例、規則等を適用する。合併に伴い必要な改正を行う。

# 1 市 2 町 における 主要 指標

## 1 人口と面積

指 標	1 市 2 町	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
H12国勢調査人口(人)	114,328	80,217	21,791	12,320
年少人口(0~14)	18,463	13,017	3,536	1,910
年少人口割合(%)	16.15	16.23	16.23	15.50
生産人口(15~64)	74,843	52,908	14,159	7,776
生産人口割合(%)	65.47	65.96	64.99	63.12
老年人口(65~)	21,018	14,292	4,092	2,634
老年人口割合(%)	18.38	17.82	18.78	21.38
面 積 (k m <sup>2</sup> )	265.63	185.79	46.13	33.71
外国人登録(人) H14.3.31	3,553	1,591	1,556	406
世帯数(戸)(H12国調)	34,926	25,121	6,274	3,531

## 2 教育

指 標	1 市 2 町	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
小学校数	23	16	5	2
小学校児童数	7,127	4,978	1,433	716
中学校数	9	6	2	1
中学校生徒数	4,102	2,859	783	460
高等学校数	4	3	0	1
大学(短大)数	1	0	1	0
幼稚園数	25	16	6	3

## 3 経済と労働

指 標	1 市 2 町	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
就業者総数	63,567	44,081	12,594	6,892
第一次産業人口(人)	6,606	3,982	1,771	853
割合(%)	10.4	9.0	14.1	12.4
第二次産業人口(人)	28,773	19,146	6,332	3,295
割合(%)	45.3	43.4	50.3	47.8
第三次産業人口(人)	28,188	20,953	4,491	2,744
割合(%)	44.3	47.5	35.7	39.8
農業粗生産額(百万円)	22,920	12,250	5,120	5,550
工業出荷額(百万円)	1,199,057	814,730	301,951	82,376
商業販売額(百万円)	219,955	191,109	18,645	10,201
観光入込客(千人)	1,975	1,395	348	232

## 4 行財政

指 標	1 市 2 町	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
普通会計職員数(人)	822	542	161	119
議員数(人)	54	24	16	14
H15当初予算額(千円)	44,269,000	30,014,000	8,460,000	5,795,000
H13歳入決算額合計(千円)	44,149,140	29,138,012	9,197,209	5,813,919
地方税(千円)	18,793,951	13,536,335	3,350,335	1,907,281
個人市民税(千円)	5,220,476	3,846,329	862,396	511,751
法人市民税(千円)	2,201,625	1,270,180	500,133	431,312
固定資産税(千円)	10,027,727	7,145,895	1,909,582	972,250
H13歳出決算額合計(千円)	42,101,754	28,007,714	8,611,765	5,482,275

(参考資料)

## 市町村合併の状況

### 1 新設合併

合併年月日	合併市町村		合併関係市町村名
	都道府県	合併市町村名	
昭和62年11月30日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、豊里町、大穂町
平成3年4月1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村
平成6年11月1日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市
平成7年9月1日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町
平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
平成13年1月21日	東京都	西東京市	田無市、保谷市
平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
平成14年4月1日	沖縄県	久米島町	仲里村、具志川村
平成15年3月1日	山梨県	南部町	南部町、富沢町
平成15年4月1日	宮城県	加美町	中新田町、小野田町、宮崎町
平成15年4月1日	群馬県	神流町	万場町、中里村
平成15年4月1日	山梨県	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
平成15年4月1日	岐阜県	山県市	高富町、伊自良村、美山町
平成15年4月1日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市
平成15年4月1日	広島県	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町
平成15年4月1日	香川県	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町
平成15年4月1日	福岡県	宗像市	宗像市、玄海町
平成15年4月1日	熊本県	あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
平成15年4月21日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町
平成15年5月1日	岐阜県	瑞穂市	穂積町、巢南町

### 2 編入合併

合併年月日	合併市町村		合併関係市町村名
	都道府県	合併市町村名	
昭和62年4月1日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村
昭和62年11月1日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町
昭和63年1月31日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町
平成3年5月1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村
平成4年3月3日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村
平成4年4月1日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村
平成5年7月1日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町
平成7年9月1日	茨城県	鹿嶋市	鹿島町、大野村
平成13年1月1日	新潟県	新潟市	新潟市、黒埼町
平成13年4月1日	茨城県	潮来市	潮来町、牛堀町
平成13年11月15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、三陸町
平成14年11月1日	茨城県	つくば市	つくば市、荃崎町
平成15年2月3日	広島県	福山市	福山市、内海町、新市町
平成15年3月1日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村
平成15年4月1日	広島県	呉市	呉市、下蒲刈町
平成15年4月1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、別子山村

議案第 5 号

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程の制定  
について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約第11条第 2 項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程を裏面のとおり制定するので、承認を  
求める。

平成 1 5 年 6 月 1 6 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会 長 榛 村 純 一

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程

(設置)

第1条 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 小委員会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 掛川市、大東町及び大須賀町(以下「1市2町」という。)が合併した場合における新市の名称(以下「新市名称」という。)の候補の選定
- (2) 新市名称の選定基準の策定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新市名称の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、委員9人をもって組織する。

2 小委員会の委員(以下「委員」という。)は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会(以下「協議会」という。)の委員のうち、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 規約第8条第1項第1号の助役
- (2) 規約第8条第1項第2号の議員(1市2町から各1人)
- (3) 規約第8条第1項第3号の学識経験を有する者(1市2町から選出された者各1人)

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

(副委員長)

第5条 小委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。



4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における協議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月16日から施行する。



協議第 2 号

合併の期日について

合併の期日について、協議を求める。

平成 1 5 年 6 月 1 6 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### (1) 住民生活への影響等

- ア 住民生活に及ぼす影響等住民サービスや各種事務事業の執行上、できる限り支障が少ない期日とすること。
- イ 合併時に予定される事務事業や公的行事との関係を考慮すること。

### (2) 選挙の時期

首長や議会議員の選挙時期を考慮すること。

( 1 市 2 町の首長・議員の任期 )

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ・掛川市長：平成17年9月17日  | ・掛川市議会議員：平成19年4月30日  |
| ・大東町長：平成18年6月12日  | ・大東町議会議員：平成17年4月14日  |
| ・大須賀町長：平成16年7月17日 | ・大須賀町議会議員：平成17年1月29日 |

### (3) 事務処理等への影響

合併時の事務処理（決算処理等）や事務の引継ぎの利便性等を総合的に勘案すること。

- ア 合併前の市町村の決算については、出納整理期間がなく即日決算であるため、年度末に合併する場合は、支払い事務や決算事務が集中することとなり事務量が多くなる。また、年度末には、国・県支出金の受け入れが集中するなど、収入・支払いの件数も多く、暫定予算を編成する上で細かな注意を要する。

地方自治法施行令（抄）

（消滅した市町村の決算）

第5条 略

2 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であった者がこれを決算する。

3・4 略

- イ 新市への移行を円滑に行うためには、電算システムの統合が不可欠となるが、膨大なプログラムの修正には膨大な時間を要するため、次の点に留意すべきである。

(ア) 合併の期日を平日とする場合は、統合作業を日常業務と平行して行わざるを得ないため、作業時間が制約され、万一作業に支障が発生した場合には、住民サービスに影響を及ぼす恐れがある。したがって、電算システムの移行を安全かつ確実に実施するため、システム統合の作業は、閉庁日（土・日）や連休を利用して行うことが望ましい。

- (イ) 年度末等は、業務量が多く住民の転入出時期とも重なり電算業務に支障を来す恐れがあるため、回避することが望ましい。

周南市の場合

電算システム統合作業に要する作業工程を考慮し、合併前日が土日（連休）となるよう考慮され、平成15年4月21日（月）が合併期日に決定された。

さいたま市の場合

合併期日（平成13年5月1日）を決定するに当たり、システム統合部会から、次のような意見が出された。

- ・開発期間は、でき得る限り長く（1年半から2年程度）確保する必要がある。
- ・合併の期日を決める際、合併前日が連休となることが必要である。
- ・合併の時期は、出納閉鎖時期、住民異動の多い時期及び課税時期を避けること。

#### (4) 法的な手続

- ア 合併特例法による特例措置、財政支援等を受ける場合は、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。

合併特例法附則（抄）

（合併特例法の失効）

第2条 この法律は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

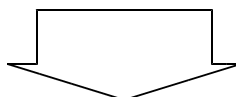
- イ 市町村が合併するためには、各種法令により様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮すること。

（合併までの流れ）

合併協議会の設置  
県知事への申請  
県知事の合併決定  
新市施行

合併協定書の調印  
協議・同意（県・国）  
総務大臣へ届出

各市町議会で議決  
県議会で議決  
総務大臣告示



上記留意点を考慮した場合、合併期日は、平成17年1月中旬から3月中旬までのいずれの日とすることが適当であると考えられる。

参考資料

1 合併までに要した期間

市町村名 区分		西 東 京 市	さいたま市	静 岡 市	
		構成市町	田無市・保谷市	浦和市・大宮市・与野市	静岡市・清水市
任意協議会設置		平成10年2月	平成9年12月	住民発議	
合併協議会設置		平成11年10月	平成12年4月	平成10年4月	
合併協定書調印		平成12年8月	平成12年9月	平成14年4月	
市町村議会議決		平成12年8月	平成12年9月	平成14年4月	
合併申請書提出		平成12年8月	平成12年10月	平成14年4月	
県議会議決		平成12年10月	平成12年12月	平成14年7月	
県知事による決定		平成12年10月	平成13年1月	平成14年7月	
総務大臣への届出		平成12年10月	平成13年1月	平成14年7月	
官報告示		平成12年11月	平成13年1月	平成14年9月	
合併期日		平成13年1月21日	平成13年5月1日	平成15年4月1日	
所要 期 間	任意協議会	期間	1年6ヶ月	2年4ヶ月	-
		回数	12回	21回	-
	合併協議会	期間	1年1ヶ月	4ヶ月	3年10ヶ月
		回数	19回	6回	29回
申請・決定手続		3ヶ月	5ヶ月	5ヶ月	
合併までに要した期間		2年11ヶ月	3年4ヶ月	5年	

南アルプス市	宗 像 市	周 南 市	瑞 穂 市
八田・芦安村・白根・若草・櫛形・甲西町	宗像市・玄海町	徳山市・新南陽町・熊毛町・鹿野町	穂積町・巢南町
住民発議	住民発議	平成11年 1 月	平成14年 5 月
平成12年 4 月	平成12年 4 月	平成14年 6 月	平成14年 9 月
平成14年10月	平成14年 5 月	平成14年 8 月	平成14年12月
平成14年10月	平成14年 6 月	平成14年 9 月	平成14年12月
平成14年10月	平成14年 7 月	平成14年10月	平成14年12月
平成14年12月	平成14年10月	平成14年12月	平成15年 3 月
平成14年12月	平成14年10月	平成14年12月	平成15年 3 月
平成14年12月	平成14年10月	平成14年12月	平成15年 3 月
平成15年 2 月	平成14年12月	平成15年 2 月	平成15年 4 月
平成15年 4 月 1 日	平成15年 4 月 1 日	平成15年 4 月21日	平成15年 5 月 1 日
-	-	3 年	4 ヶ月
-	-	19 回	12 回
1年9 ヶ月	2年3 ヶ月	2 ヶ月	6 ヶ月
16 回	26 回	7 回	10 回
4 ヶ月	6 ヶ月	5 ヶ月	4 ヶ月
3 年	3 年	4年3 ヶ月	1 年

## 2 先進事例

### (1) 新設合併（22件）

合併期日	合併市町村		合併関係市町村名
	都道府県	合併市町村名	
平成3年4月1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村
平成6年11月1日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市
平成7年9月1日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町
平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
平成13年1月21日	東京都	西東京市	田無市、保谷市
平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
平成14年4月1日	沖縄県	久米島町	仲里村、具志川村
平成15年3月1日	山梨県	南部町	南部町、富沢町
平成15年4月1日	宮城県	加美町	中新田町、小野田町、宮崎町
平成15年4月1日	群馬県	神流町	万場町、中里村
平成15年4月1日	山梨県	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
平成15年4月1日	岐阜県	山県市	高富町、伊自良村、美山町
平成15年4月1日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市
平成15年4月1日	広島県	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町
平成15年4月1日	香川県	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町
平成15年4月1日	福岡県	宗像市	宗像市、玄海町
平成15年4月1日	熊本県	あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
平成15年4月21日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町
平成15年5月1日	岐阜県	瑞穂市	穂積町、巣南町
平成15年12月1日	三重県	いなべ市	北勢町、員弁町、大安町、藤原町
平成16年3月1日	長崎県	対馬市	厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町

（注）平成15年5月1日現在、総務省が公表している市町村（予定を含む。）を掲載した。



## (2) 編入合併（15件）

合併期日	合併市町村		合併関係市町村名
	都道府県	合併市町村名	
平成3年5月1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村
平成4年3月3日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村
平成4年4月1日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村
平成5年7月1日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町
平成7年9月1日	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村
平成13年1月1日	新潟県	新潟市	新潟市、黒埼町
平成13年4月1日	茨城県	潮来市	潮来町、牛堀町
平成13年11月15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、三陸町
平成14年11月1日	茨城県	つくば市	つくば市、荃崎町
平成15年2月3日	広島県	福山市	福山市、内海町、新市町
平成15年3月1日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村
平成15年4月1日	広島県	呉市	呉市、下蒲刈町
平成15年4月1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、別子山村
平成15年6月6日	千葉県	野田市	野田市、関宿町
平成15年7月7日	新潟県	新発田市	新発田市、豊浦町

## (3) 先進事例における合併期日の月別集計

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新設合併	1	0	2	14	2	0	0	0	1	0	1	1
編入合併	1	1	2	4	1	1	2	0	1	0	2	0
合計	2	1	4	18	3	1	2	0	2	0	3	1



協議第3号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、協議を求める。

平成15年6月16日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 事務所(庁舎)の位置

事務所の位置に関しては、主に次の点に留意すること。

- (1) 新設合併の場合は、合併前の市町の法人格が消滅するため、新市の事務所の位置を条例で定める必要がある。
- (2) 住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との距離関係などについて、考慮する必要がある。

地方自治法（抄）  
（事務所の設置又は変更）  
第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。  
2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

（注）事務所の位置は、条例で番地まで規定すべきこととされている。（行政実例）

### 2 旧庁舎の活用方法

#### (1) 庁舎機能の分類

項目	本庁方式	分庁方式	総合支所方式
概要	現在ある1市2町の庁舎の組織機構を1箇所に集中させる方式である。他の庁舎は、窓口的な機能を持たせた支所・出張所とする。	現在ある1市2町の庁舎を「分庁」として、行政機能を各部門ごとに振り分ける方式である。 (例) 市...総務・企画部門 町...住民・福祉部門 町...都市・建設部門 町...教育・農商部門	企画課、総務課等の管理部門や行政委員会、議会等の事務局部門を除き、現在の1市2町の庁舎にそのまま行政機能を残す方式である。
長所	庁舎機能の集約により事務の効率化が図られ、新市誕生の印象を与える。	既存施設の利用により、建設費用は改装費程度と少なく済む。	住民や職員にとって、最も現状に近く、サービスを容易に提供できる。
短所	新庁舎の建設又は本庁舎とする施設の増築等が必要となり、一定の費用が必要となる。	各部門で窓口が拡散するため、住民にとっては不便になるとともに、行政効率も低下する。	人件費等の削減効果が少なく合併による事務効率化が達成されない。新市の一体感にも欠ける。

## (2) 支所と出張所

区 分	支 所	出 張 所
担 当 事 務	主として管理部門を除く市の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所とされている。	市役所の窓口の延長と考えられ、住民の便宜のために市役所まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理する。
所 管 区 域	原則として、旧市町の区域など、市内の特定区域に限られる。	各種申請書の受付、証明書の交付など窓口延長的な性格上、全域を対象とする場合が多い。
組 織	相当の職員が常時勤務することが要件とされている。	課、係を設ける必要はないとされている。

地方自治法（抄）  
 （支庁・地方事務所等の設置及び区）  
 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に（途中略）、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。  
 2 （途中略）支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

## 3 本庁舎の建設の有無

新たに庁舎を建設する場合は、建設の時期、建設費、財源等について検討する必要がある。

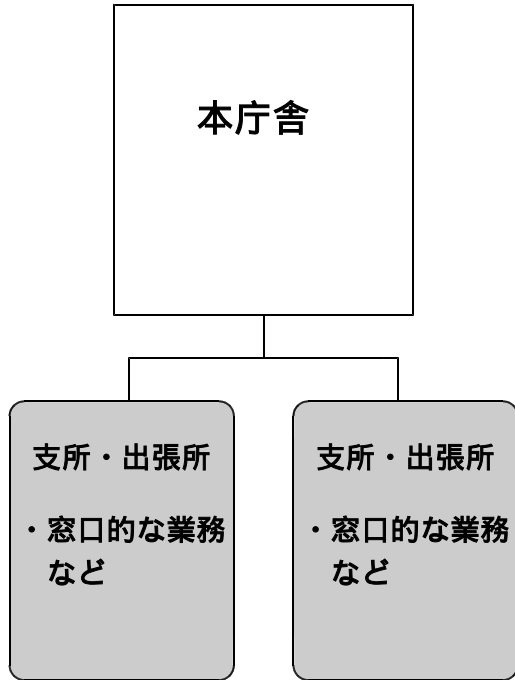
### 選択肢

上記留意点を考慮した場合、新市の事務所の位置については、次の選択肢が考えられる。

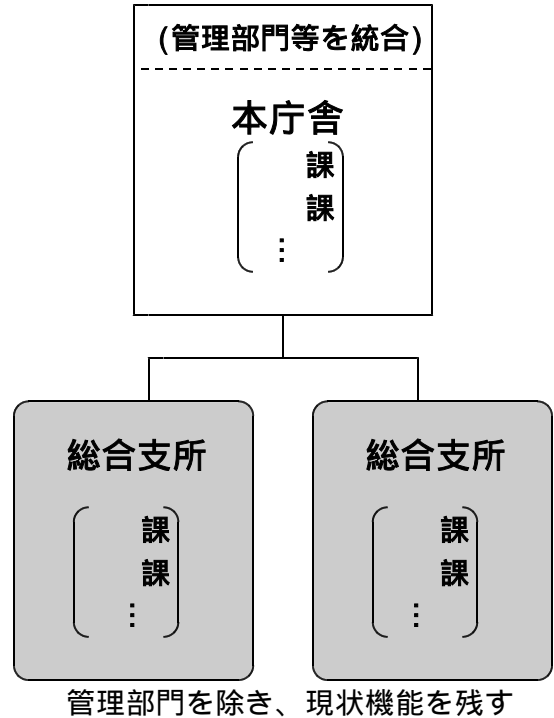
方 式	概 要	協 議 事 項	
旧庁舎のいずれかを新市の事務所の位置とする	本庁方式	1市2町いずれかの庁舎を本庁とし、組織機構を1カ所に集約する。他の庁舎は、支所・出張所とする。 （注）本庁とする庁舎の収容能力や立地状況によっては、同一敷地内における増改築又は組織機構の一部を有する分館の建設が必要となる。	・ 庁舎の位置 ・ 旧庁舎の活用方法
	総合支所方式	管理部門及び事務局部門を除いて旧庁舎にそのまま行政機能を残し、1市2町いずれかの庁舎に管理部門及び事務局部門を付加する。	・ 庁舎の位置
新たな場所を新市の事務所の位置とする	新庁舎を建設し、組織機構を1カ所に集約する。旧庁舎は、支所・出張所とする。	・ 庁舎の位置及び建築時期 ・ 旧庁舎の活用方法	

## 旧庁舎のいずれかを新市の事務所の位置とする場合

### (1) 本庁方式

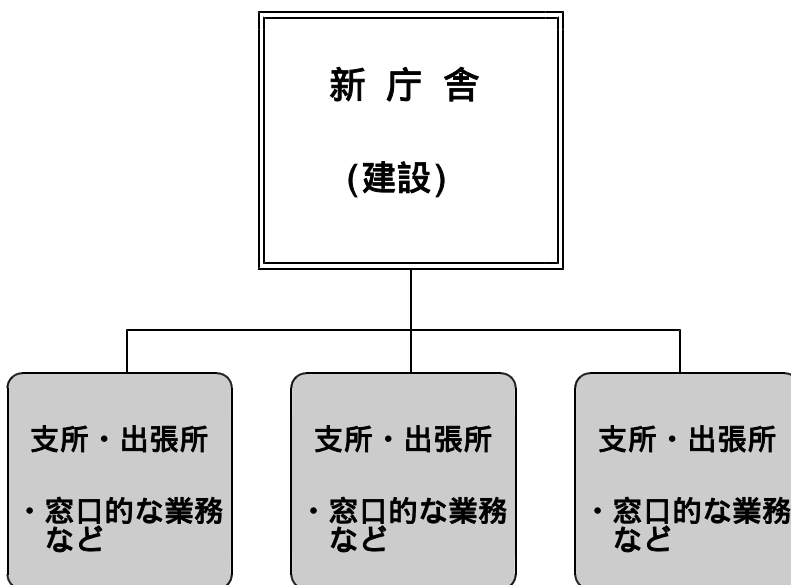


### (2) 総合支所方式



## 新たな場所を新市の事務所の位置とする場合

### 本庁方式



(注) 、及び の丸数字は、1市2町の現庁舎を示す。

参考資料

1 現況

(1) 本庁舎の概況

区 分		掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町	
所 在		掛川市長谷701-1	大東町三俣620	大須賀町西大淵100	
敷 地 面 積		38,000㎡	23,901㎡	8,736㎡	
庁舎	本館	完成	平成8年3月	昭和63年9月	昭和42年12月
		構造	SRC地上6階地下1階	RC地上6階地下1階	RC地上3階
		床面積	16,136㎡	5,258㎡	1,260㎡
		執務室	2,884㎡	1,251㎡	580㎡
		会議室	(7室) 691㎡	(8室) 385㎡	(3室) 140㎡
		議場	254㎡	222㎡	140㎡
		その他	12,307㎡	3,400㎡	400㎡
		職員数	337人	122人	63人
		耐震性	有り	有り	無し
		別館	名称	-	東館
	完成		-	昭和42年(昭和54年増築)	昭和51年3月
	構造		-	RC(一部SB)地上3階	RC地上2階
	床面積		-	1,558㎡	931㎡
	執務室		-	0㎡	104㎡
	会議室		-	(6室) 424㎡	(1室) 30㎡
	その他		-	1,134㎡	797㎡
	職員数		-	0人	20人
	耐震性		-	無し	無し
	別館		名称	-	-
		完成	-	-	昭和57年(平成12年改築)
		構造	-	-	RC地上2階
		床面積	-	-	697㎡
		執務室	-	-	123㎡
		会議室	-	-	(3室) 300㎡
		その他	-	-	274㎡
		職員数	-	-	6人
		耐震性	-	-	有り
合計床面積		16,136㎡	6,816㎡	2,888㎡	
駐 車 場	職員用	259台	158台	115台	
	一般用	167台	80台	58台	
出 張 所	箇所数	1箇所	-	-	
	合計床面積	65㎡	-	-	
	合計職員数	(非常勤) 2人	-	-	

## (2) 主な交通手段

交通手段の区分	掛川市	大東町	大須賀町
J R 掛川 駅	約 1.5 km	約 15.0 km	約 16.5 km
東 名 掛 川	約 2.5 km	約 14.0 km	約 15.4 km

## (3) 主な官公署までの距離

官公署の名称	掛川市	大東町	大須賀町
掛川税務署	約 2.5 km	約 15.0 km	約 16.5 km
法務局	(掛川支局) 約 2.5 km	(小笠出張所) 約 5.0 km	(袋井支局) 約 12.3 km
郵便局	(掛川) 約 1.5 km	(遠江大東) 約 0.1 km	(大須賀) 約 0.9 km
掛川公共職業安定所	約 3.0 km	約 15.0 km	約 17.5 km
掛川警察署	約 2.3 km	約 16.0 km	約 17.2 km
袋井土木事務所	(掛川支所) 約 3.0 km	(大東支所) 約 2.0 km	約 11.0 km
消防署	(消防本部) 約 2.0 km	(南分署) 約 3.0 km	(南分署) 約 4.0 km
	(西分署) 約 3.1 km	-	-

## (4) 主な公共施設までの距離

公共施設の名称	掛川市	大東町	大須賀町
掛川市立病院	約 2.5 km	約 14.0 km	約 15.4 km
文化施設	(学習センター) 約 2.1 km	(シオーネ) 約 3.5 km	(中央公民館) 約 0.1 km
	(美感ホール) 約 1.2 km	-	-

## (5) 各庁舎間の距離

	掛川市	大東町	大須賀町
掛川市		約 16.6 km	約 18.8 km
大東町	約 16.6 km		約 6.9 km
大須賀町	約 18.8 km	約 6.9 km	

## (6) 各庁舎間の移動時間

	掛川市	大東町	大須賀町
掛川市		約 25分	約 30分
大東町	約 25分		約 10分
大須賀町	約 30分	約 10分	

(注) 各庁舎間の距離及び移動時間については、次の経路を採用した。

- ・掛川市・大東町間 掛川大東線
- ・掛川市・大須賀町間 掛川大東線及び掛川大東大須賀線
- ・大東町・大須賀町間 相良大須賀線



\*\*\*\*\*

( 1 市 2 町 圏 域 図 )

\*\*\*\*\*

2 先進事例

都道府県	市町村名	合併市町村の概要		事務所の位置の取扱い
岩手県	北上市	合併年月日	平成3年4月1日	(本庁方式)  新事務所は旧北上市役所とする(将来的には移転予定)。旧役場は支所とし、旧出張所は従来どおり出張所として存続。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	3町1村	
		人口	82,902人	
茨城県	ひたちなか市	合併年月日	平成6年11月1日	(本庁方式)  新市の事務所は、現在の勝田市役所の位置とする。 (旧那珂湊市役所は支所とする。出先機関は現行のまま存続する。)
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	142,402人	
東京都	あきる野市	合併年月日	平成7年9月1日	(分庁方式)  新市の事務所の位置は、秋川市二宮350番地(旧秋川市役所)とする。 (旧五日市町役場は分庁舎とする。)
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	1市1町	
		人口	71,940人	
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	(分庁方式)  新市の事務所の位置は、田無市とし、現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	176,959人	
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成13年5月1日	(総合支所方式)  当分の間、現在の浦和市役所とする。また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討する。・以下略・ (旧市役所に総合行政センターを設置)
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	3市	
		人口	1,008,902人	
静岡県	静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	(総合支所方式)  新市の事務所は、東静岡地区に立地する。ただし、新庁舎が完成するまでの間の取扱いについては、合併時までに協議して定める。現在の庁舎については、合併後、それぞれ総合支所として、市民サービスの向上を図る。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	706,513人	
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	(総合支所方式)  合併時の新市の事務所の位置は、徳山市役所とする。 (本庁のほか旧市町に総合支所を設置)
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市2町	
		人口	158,606人	

## 合併シンポジウム「1市2町の融和と発展に向けて」開催について

- 1 趣 旨 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会の広報・広聴活動の一環として、各首長の合併に関する考えを直接聞く機会を住民に提供するとともに、住民が市町村合併を各自のこととして考える機会として、また合併協議会としては住民の意見を直接聞く機会として、シンポジウムを開催します。
- 2 主催・共催 主催：掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
共催：掛川市、大東町、大須賀町
- 3 日時・会場 掛川市生涯学習センター 7 / 26(土)開場 午後 6 時30分 開演 午後 7 時  
大須賀町中央公民館 8 / 2 (土)開場 午後 1 時30分 開演 午後 2 時  
大東町文化会館シオーネ 8 / 17(日)開場 午後 1 時30分 開演 午後 2 時
- 4 対 象 掛川市・大東町・大須賀町の全住民
- 5 P R 方法 合併協議会だより7月号、各市町広報紙7月号へお知らせ記事掲載  
ホームページ掲載、チラシ配布、各種団体へ招待通知  
(チラシについては次頁のとおり)
- 6 次 第
  - 1 開 会
  - 2 開催地首長あいさつ 5分
  - 3 基調講演 30分  
・講 師 小櫻義明 静岡大学教授  
演題「市町村合併とまちづくり」
  - 4 パネルディスカッション 65分  
・コーディネーター 静岡大学 小櫻教授  
・パネラー 掛川市長、大東町長、大須賀町長
  - 5 質 疑 15分
  - 6 閉 会(約2時間)



掛川市・大東町・大須賀町 合併 シンポジウム

# 1市2町の 融和と発展に向けて

日時・場所 7/26(土) 掛川市生涯学習センター 午後7時00分開演  
8/2(土) 大須賀町中央公民館 午後2時00分開演  
8/17(日) 大東町文化会館シオーネ 午後2時00分開演

- ・開場はいずれも開演の30分前です。
- ・どの会場に参加されるかは自由です。

内 容 ◎基調講演 「市町村合併とまちづくり」 30分  
講師 静岡大学人文学部教授 小櫻義明先生

◎パネディスカッション(討論会) 65分  
テーマ「1市2町の融和と発展に向けて」

☆ コーディネーター 小櫻先生

☆ パネラー 掛川市長、大東町長、大須賀町長

◎質疑応答 15分

そ の 他 事前申し込みは不要です。託児が必要な方のみ、前日までに事務局までお子さんの年齢、人数をご連絡ください。

生活圏が広域化しています。道路に不便を感じていませんか?コンピューター・通信が発達しました。民間の情報化と比べて行政サービスの情報化は十分ですか?少子・高齢化、地方分権が進んでいます。現在のまちの規模で十分に対応できるでしょうか?

今ある課題、これからの課題を解決して、この地域がさらに発展していくためには、自治体も時代に見合ったものにならなければなりません。いまこそ、合併についてみんなで考えるときです。

新たなまちづくりの主役は、住民の皆さん一人ひとりです。安心・安全な、そして、活力あるまちづくりに向けて皆さん一緒に考えましょう。

主催：掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

共催：掛川市、大東町、大須賀町

問合せ・連絡先

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局

電話 0537-21-1211 fax 0537-21-1212